定期的なチェックで早期対応を

「漏水かな」と思ったら

最近「水道の使用水量が増えているが、水道管の漏水ではないか」との相談が増えています。漏水はわずかな量でも次第に多くなり、料金も高額になります。定期的なチェックをして早期に発見しましょう。

兆候をチェックしよう

- 特に理由がないのに、使用水量が増えている。
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。
- 水を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると「シュー」と音がする。
- 水道管を埋めてある付近の地面や壁面などが湿っている。
- 給湯設備などの配管から水が流れ出ている。
- 水を使っていないのに、宅内から側溝などに排水している。
- 水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

漏水していたら

応急処置として、メーターボックス内の止水栓を右に回し、水を止めます（写真①参照）。

【蛇口から漏水していたら】

旭市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

※旭市指定給水装置工事事業者は問い合わせるか、市ホームページで確認できます。

【水洗トイレや給湯設備などから漏水していたら】

器具に止水栓があれば、水を止めることができます。

器具の修理や交換は、取り付けた業者か旭市指定給水装置工事事業者に依頼してください。

【第一止水栓から宅内側の配管で漏水していたら】

旭市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。費用は利用者の負担になります。

※第一止水栓とは、道路（本管）側から宅内に向かって最初の止水栓のこと。第一止水栓から外側で漏水している場合は、水道課に連絡してください。

料金はどうなるの？

家庭の給水装置（水道管）は皆さんの財産であり、自分で管理する必要があります。もし漏水で通常より請求が高額になっても、原則として水道メーターで計量した水量に対する料金は、支払わなければなりません。

ただし、次の全ての条件（①と②）を満たす場合は、一部減額となることがあります。

①地下や壁内、床下の漏水で、地表や外観からは確認できず、流水音などもないなど、発見することが困難な場合。

②漏水発見後、速やかに旭市指定給水装置工事事業者に連絡し、漏水の修理をした、もしくは修理を依頼しているなど、適切な管理を行っている場合。

※右記の条件を満たしても、次の場合は対象になりません。

- 給水装置を損傷させた。
- 無届けで給水装置を改造した。
- 市の指定を受けていない工事業者が修理した。
- 井戸水の配管を水道に切り替えて使用している。
- 漏水を発見した日から2か月以内に申請していない。

問い合わせ先
旭市水道お客様センター
水道課工務班
☎63-8881
☎63-8882

写真①

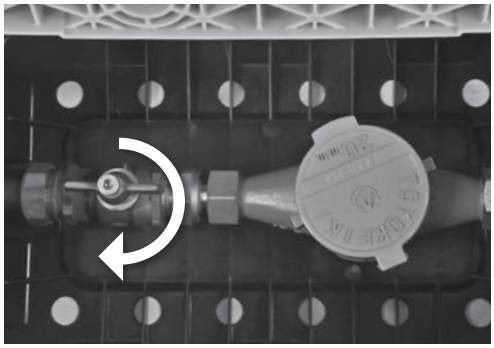

右へ止まるまで回す

漏水の発見方法

家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。

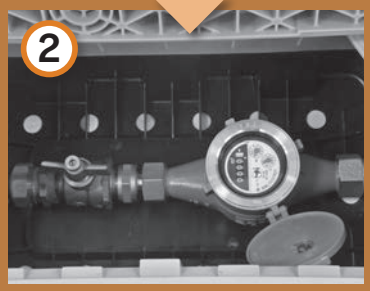

メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。

パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。指定給水装置工事事業者に修理を依頼しましょう。